

# 介護職員等による喀痰吸引等行為 の実施について

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課

## 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

平成22年 特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。

平成23年 平成24年度からの制度化に向け、県が喀痰吸引等研修を実施。（口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）

その他の経過措置としてALS患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

## 平成24年度 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所（登録特定行為事業者）において、一定の条件

（医師の指示等）のもとに、喀痰吸引等の行為（特定行為）を実施できることとなりました。

また、平成24年度以前に研修を受けた介護職員（経過措置者）及び事業所も登録が必要となりました。

## 平成28年度 介護福祉士国家試験受験における医療的ケア(講義と演習)の義務化

平成28年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加されました。

この改正を受け、県では、平成29年7月31日付けて「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるQ&A」を作成し通知しました。

※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要

## 2 咳痰吸引等の特定行為、研修、事業者の区分

### 喀痰吸引等の特定行為の区分

#### 喀痰吸引

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

#### 経管栄養

- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

**※平成30年度から第1号、第2号研修において人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始**  
**※令和2年度から半固体化栄養剤による経管栄養の研修の募集を開始**

### 喀痰吸引等研修の区分

#### 1. 第1号、第2号研修（不特定多数の者に喀痰吸引等を行うための研修）

- (1) 第1号研修 5つ全ての特定行為ができる者
- (2) 第2号研修 1つから4つの特定行為ができる者

高齢福祉保険課

#### 2. 第3号研修（特定の者にのみ喀痰吸引等を行うための研修）

特定行為は特定の者に対応したもの

障がい福祉課

### 事業者の区分

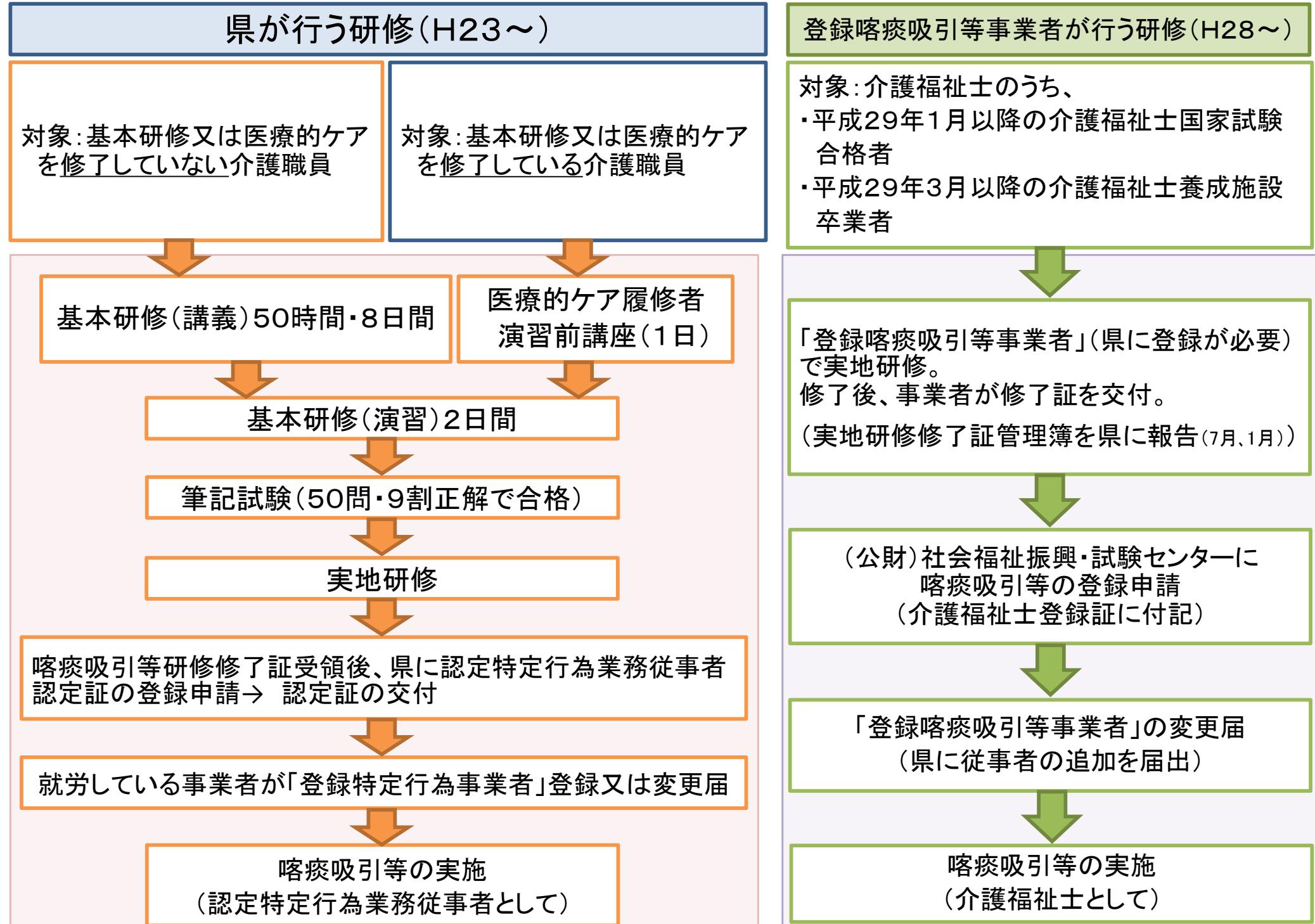
#### 1. 登録特定行為事業者・・・認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者

#### 2. 登録喀痰吸引等事業者・・・実地研修を修了した介護福祉士で（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者

（実地研修を修了していない介護福祉士（※）に対し、事業所で実地研修を行うことができる）

※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生に限る

### 3 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き(第1号、第2号研修)



## 4 介護職員に関する手続

### 申請に必要な書類（新規申請）

	認定特定行為業務従事者(平成24～)	経過措置対象者(平成23まで)
1	様式1－1(第1号、第2号研修修了者用の申請書)	様式2－1(経過措置者用の申請書)
2	様式1－2(第3号研修修了者用の申請書)	様式2－2(事業所誓約書)
3	様式1－3(誓約書)	様式2－3(本人誓約書)
4	住民票の写し(コピー不可)	様式2－4(第三者証明)
5	喀痰吸引等研修修了証の写し	様式2－5(実施状況確認書)
6		住民票の写し(コピー不可)
7		喀痰吸引等研修修了証の写し

### 申請に必要な書類（行為の追加）平成29年度から

	認定特定行為業務従事者
1	様式1－6(第1号、第2号研修の行為追加申請書)
2	認定証の原本
3	喀痰吸引等研修修了証の写し

## 変更に必要な書類

	認定特定行為業務従事者(平成24年～)	経過措置対象者(平成23年まで)
変更	様式3-1(氏名、本籍、住所)	様式3-2(氏名、本籍、住所)
	変更事項前後の分かる資料(住民票や運転免許証の写しなど)	左同
再交付	様式4	左同
	県収入証紙 450円(申請書に貼付)	左同
辞退	様式5-1	様式5-2
	認定証原本	左同
死亡等	様式6	左同

※結婚等により氏名が変わった場合は、変更届出書の提出が必要ですが、  
再交付の申請は任意です。

## 5 事業所登録に関する手続

### 申請に必要な書類（新規登録）

登録は、事業所・施設(サービス)ごとに必要となります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
1	様式6－1(事業者登録申請書)	左同
2	法人の登記事項証明書	左同
3	法人の定款	左同
4	様式6－2(特定行為従事者名簿)	左同
5	様式6－3(事業者誓約書)	左同
6	様式6－4(事業者登録適合書類)	左同
7	事業者登録チェックリスト (各種規程、マニュアル等の添付)	左同
8	喀痰吸引等業務方法書	左同
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書
10		様式10(指導看護師名簿)

※ 既に登録特定行為事業者で、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を希望する場合は、2から8までは省略可

## 変更等に必要な書類

項目	登録特定行為事業者 登録喀痰吸引等事業者
行為の追加	様式7(更新申請書)
登録時の内容の変更(※)	様式8(変更登録届出書)
登録喀痰吸引等行為の一部または全てについて、登録の必要がなくなった場合	様式9(登録辞退届出書)
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、 県収入証紙750円(申請書に貼付)

### ※ 届出の必要な変更内容

- ・開設者に関する事項(法人代表者氏名・住所等)
- ・事業所の名称・所在地
- ・認定特定行為業務従事者の変更(採用、退職)など

## 6 登録に関する留意事項

### 従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、認定特定行為業務従事者の登録と事業者が登録特定行為事業者 又は 登録喀痰吸引等事業者として登録がなければ実施できません(研修を修了しただけではできません)。

登録を受けずに喀痰吸引等行為又は特定行為を行った事業者は、30万円以下の罰金に処されますので、十分注意してください(社会福祉士及び介護福祉士法第53条第4号及び附則第31条第3号)。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています。

また、業務従事者の追加にかかる変更の届出が提出されていない事業者が見受けられますので、ご留意ください。

### 登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間をする場合がありますので、事業開始予定日の1か月程度前までに申請されることを推奨します。

### 登録喀痰吸引等事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。

なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

## 7 咳痰吸引等研修について

### 研修案内（第1号、第2号研修）

区分	対象者	募集開始	締切予定
1号・2号研修	介護職員等		5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地研修前講座・演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事者	令和8年 4月上旬 予定	6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	・1号、2号研修を受講する者で、当該行為の追加を希望する者 ・既に特定行為業務従事者であり、当該行為の追加を希望する者（経過措置者は対象外）		5月中旬
半固体化栄養剤使用による経管栄養追加演習			6月下旬

令和8年度研修実施要綱は、4月上旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないためご留意願います。

## ホームページ

喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)について【高齢福祉保険課所管】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html>

青森県喀痰吸引等関係登録について【高齢福祉保険課所管】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutankyuuinnto-toroku.html>

青森県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)について【障がい福祉課所管】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html>

県庁ホームページ内で、「喀痰 研修」または「喀痰 登録」と検索してください。

## 問い合わせ先

高齢福祉保険課 介護保険グループ

E-mail [kaigohoken@pref.aomori.lg.jp](mailto:kaigohoken@pref.aomori.lg.jp)

FAX 017-734-8090

障がい福祉課 障がい福祉事業者グループ

電話 017-734-9308(直通)

FAX 017-734-8092